

住宅リフォーム支援事業【内外装等の改修工事】のお知らせ

小松島市では、住環境の向上および地域経済の活性化を図るため、市内の施工業者によるリフォーム工事(30万円以上)を行う方に、費用の一部(最大15万円)を助成します。

対象住宅

- リフォーム工事を着工していないもの
 - 市内の個人住宅
 - 市内の併用住宅
 - 過去に当該補助金または、その他のリフォーム補助金および同年度に木造耐震化促進事業補助金を受けていない住宅
- ※空家(リフォーム後居住予定)でも可



補助対象者

- 対象の住宅および併用住宅の所有者等であること
- 市税を滞納していない人

補助対象工事

- 市内の施工業者(市内に本店を有する法人または市内に住所を有する個人事業主)が行う工事であること
- 補助対象工事費が30万円以上であるもの
- 申請年度の2月末日までに完了実績報告を提出できる工事であること
- 併用住宅の居住部分(居住部分と非居住部分の算出困難な場合は延べ床面積にて按分)

補助対象工事 (主な工事の例)

- 外壁塗装・外壁改修工事
- キッチン・トイレ・お風呂・エアコン等など設備工事
- クロスやフローリングの張替え 等

対象外

外構工事費/備品購入費(取付け工事を伴わないもの)等

補助金額

- 補助対象工事費の5分の1(最大15万円)

申込期間

- 5月15日(月)から31日(水)(土日を除く)
午前8時30分から午後5時15分

申込場所

- 下記の市住宅課(市役所2階)にて申込を受け付けます。

申込予定件数 20件

- ※予算件数より申込者が多い場合は、抽選とさせていただきます。
- ※抽選を行う場合は、住宅課より連絡を入れさせていただきます。

抽選日・抽選場所

- 6月9日(金) 午後1時30分 市役所4階大会議室
- 申込書は、市ホームページでダウンロードしていただくか、市住宅課にてお受け取りください。
- ※申込期間を終了してから、補助金の申請になります。



台風による屋根の破損・飛散などを防ぐため瓦の耐風診断、耐風改修をしませんか?

市内にある建築物の瓦屋根の診断また診断の結果、基準に満たない瓦屋根の改修に要する費用の一部を補助します。

耐風診断支援事業

建築基準法の告示基準に適合しているかどうか、かわらぶき技能士や瓦屋根工事技士により診断します。

補助対象

- 市内に存する建築物であって瓦屋根※であるもの。
- ※これまで、登記上瓦ぶきであるものに限っていましたが、外観からおおよそ瓦と思われるものについては、今年度から診断を受け付けます。(なお、スレート屋根、金属屋根等は対象外です。詳しくは市住宅課までお問い合わせください。)

■受付期限 12月22日(金)まで ※土日祝日は除く

■補助金額 診断金額の3分の2以内(最大21,000円)

■申込方法

建物の登記簿謄本または建築確認通知書等の所有者が確認できる書類とはんこをご持参の上、お申し込みください。

耐風改修支援事業

耐風診断の結果、基準に満たないと判断された瓦屋根の改修費用の一部を補助します。

■補助金額 補助対象工事費の100分の23以内(最大55万2千円)を補助

■受付期限 11月30日(木)まで ※土日祝日は除く

■応募要件

- 補助金の交付決定後に着手し、令和6年2月29日までに市内に完了実績報告書を提出できる工事であること。
- 過去に耐震改修等で瓦屋根の工事を補助対象経費として補助金を受けていないものに限りです。
- 応募が予定件数を超える場合は申込先着順とします。



【申込・お問い合わせ先】市住宅課(市役所2階) ☎32・2120/FAX32・7800
Mail:juutaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp

住宅相談のお知らせ

- 日時 5月17日(水) 午前10時から正午まで
- 場所 市役所1階ロビー

徳島建労小松島支部では次の日程で住宅相談を行います。
相談料は無料・申込不要となっておりますのでお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】徳島建労南部事務所 ☎0884・21・2030